

3 1 救 医 第 9 0 0 号
3 1 福 保 医 救 第 1 4 5 1 号
令 和 2 年 2 月 2 7 日

救急告示医療機関管理者 様

東京消防庁救急部長
森 住 敏 光
(公 印 省 略)
東京都福祉保健局医療政策部長
矢 沢 知 子
(公 印 省 略)

多数傷病者発生時の病院端末装置を活用した情報共有等の実施について（通知）

平素から東京都の救急業務につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東京都では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、万全の体制構築を推進しています。一方、大規模イベント以外においても、恒常的に大規模な火災や自然災害、各種交通機関の事故等による多数傷病者の発生が懸念されているところです。これら多数傷病者発生時における円滑な救急搬送体制を構築することを目的とし、救急医療機関設置の病院端末装置を活用し、早期に医療機関と災害情報の共有を図るとともに、傷病者の受入照会を実施することといたしました。

つきましては、下記のとおり運用を開始しますので御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 概要及び目的

多数傷病者発生時等において、病院端末装置のメッセージ機能を活用し、災害規模に応じ、周辺の救急医療機関に一斉に災害情報を発信し、受入体制の準備を促すとともに、受入れ可能患者数を照会することで、被災傷病者を迅速に医療機関へ収容することを目的としています。

2 運用開始日時

令和2年4月1日（水曜日）午前8時30分から

3 運用する災害

大規模な事故等により多数傷病者が発生し、その災害の被害・形態に応じ、東京消防庁が救急医療機関と情報共有する必要があると判断した場合

4 対応要領

別記のとおり

5 搬送連絡について

搬送連絡については、東京消防庁総合指令室又は各救急隊が行いますが、内容は簡潔を旨とし、年齢、性別、トリアージ区分等に限定する場合があります。

また、極めて多数の傷病者が発生した場合、救急隊は予め回答いただいた受入れ可能患者数に基づき現場を出発し、向かいながら患者情報を連絡することも想定しています。

6 その他

不明な点につきましては、担当者までお問い合わせください。

問合せ先

東京消防庁救急部救急医務課救急医務係

担 当 渡邊 三原

電 話 03-3212-2111 内線 4526

F A X 03-3218-0119

E-mail kyuumuka@tfd.metro.tokyo.jp

東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課

担 当 関 引間

電 話 03-5320-4445

病院端末装置のメッセージによる災害情報共有時の対応要領

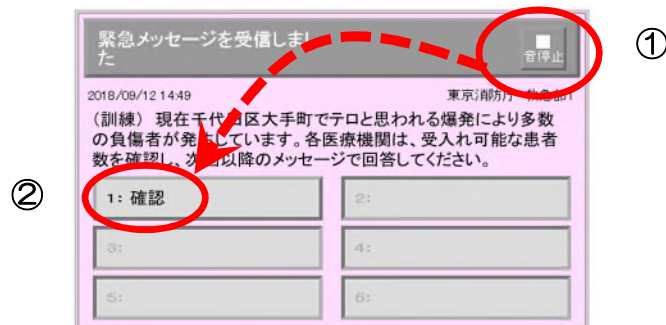
1 災害情報等受信時の対応

大規模事故等により多数傷病者が発生し、東京消防庁が災害情報の共有の必要性があると認めた場合に、病院端末装置に災害情報及び受入れ可能患者数照会のメッセージが表示されますので下記のとおり回答してください。

(1) 災害情報通知（対応：確認ボタンの押下）

災害情報を受信すると、病院端末に通知音とともに以下の画面が表示されます。①「音停止」ボタンにより通知音を止め、②メッセージの内容を確認後「確認」ボタンをタッチしてください。

【災害情報例】

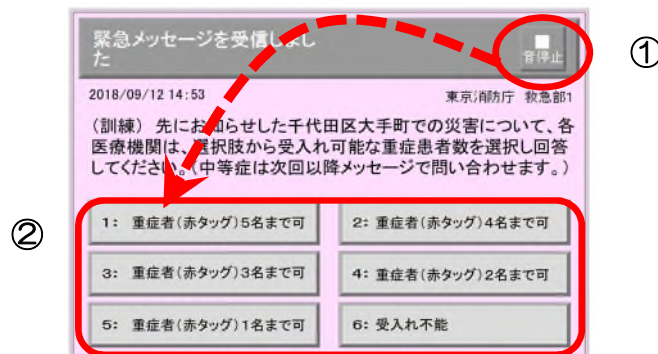


(2) 受入れ照会（対応：受入れ患者数回答）

受入れ可能患者数の問合せは、病院端末に通知音とともに以下の画面で表示されます。

- ・「音停止」ボタンにより通知音を止め、②選択肢から受入れ可能患者数等を回答してください。受入れができない場合は「受入れ不能」を選択してください。

【受入れ照会例】




2 留意事項

- (1) 受入可能患者数の修正については、災害現場において情報が錯綜する可能性があることから、一度回答いただいた受入可能患者数の修正は出来ないこととします。
- (2) 新たな災害の発生等、受入数判断に影響する状況変化があった場合等は、病院端末装置により再照会しますので、その時点での受入可能患者数の再入力をお願いします。
- (3) 搬送連絡については、東京消防庁総合指令室又は各救急隊が行いますが、内容は簡潔を旨とし、年齢、性別、トリアージ区分等に限定する場合があります。
また、極めて多数の傷病者が発生した場合、救急隊は予め回答いただいた受入れ可能患者数に基づき現場を出発し、向かいながら患者情報を連絡することも想定しています。
- (4) 各メッセージに回答がない場合は東京消防庁から電話連絡を行うことがあります。

病院端末による災害情報一斉発信 情報収集の運用概要

1 運用開始判断



覚知

多数傷病者が発生

指令室


運用開始基準

- 多数傷病者発生時の救助救急活動基準」に準じ、原則として、以下の場合で警防本部が病院端末の活用が効果的と判断したとき
- ① 傷病者がおおむね 20人以上発生した場合
- ② 救急特別出場等救急隊をおおむね 10隊以上運用する場合
- ③ 警防本部が必要と認めた場合

2 災害情報一斉発信 受入れ可能数問合せ

警防本部

発信内容入力



運用管理端末

災害概要入力画面

応答形式	1:重症者5名まで受入れ可	2:重症者6名まで受入れ可	3:重症者7名まで受入れ可	4:重症者8名まで受入れ可	5:重症者9名まで受入れ可	6:受入れ不能
内容	宛に知られた、千代田区本庁での災害に際して、各医療機関へ、選択可能な受入れ可能な重症患者数を選択し、回答していただく。(中略)以下のメッセージで回答してください。					

配信内容入力

配信先確認画面

配信先選択	<input checked="" type="checkbox"/> A 救命救急センター
	<input checked="" type="checkbox"/> B 救命救急センター
	<input checked="" type="checkbox"/> C 救命救急センター
	<input checked="" type="checkbox"/> D 病院
	<input checked="" type="checkbox"/> E 病院
	<input type="checkbox"/> F 病院

配信先選択


送信

○ 災害情報は、発生場所、災害種別、受入れ可能数照会、NBC関与有無、発生傷病者数等、災害推移に応じ複数回発信します。

3 医療機関でのメッセージ確認 回答

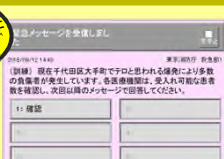
救急告示医療機関

緊急メッセージを受信しました。

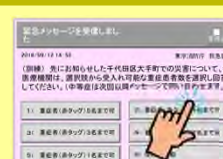


病院端末

災害情報確認



受入れ患者数選択



回答


○ 全救急告示医療機関に設置された病院端末に、通知音とともにメッセージと選択肢が表示され、画面をタッチすることで回答します。

4 集計結果確認

機関名	回答内容
A救命救急センター	1: 重症 5名まで受入れ可
B救命救急センター	4: 重症 5名まで受入れ可
C救命救急センター	6: 重症 5名まで受入れ可
D病院	2: 中等症 10名まで受入れ可
E病院	1: 中等症 10名まで受入れ可
合計	重症受入れ 15名
	中等症以下受入れ 20名

警防本部

作戦室




運用管理端末

総合指令室




運用管理端末

多摩指令室



運用管理端末

救急副本部



運用管理端末

○ 本庁内各所に設置された運用管理端末で、集計結果を確認できます。

5 現場への情報伝達 救急指揮所選定時)

警防本部

傷病者受入れ情報管理



運用管理端末

書画カメラ

指令管制システム

災害現場



コマンドカー

現場指揮本部 (救急指揮所)

指揮隊用タブレット

搬送

救急告示医療機関



集計結果表の画像データ